

■ 補助金交付の条件

- (1) 設置場所が公共下水道及び特定環境保全公共下水道（原市場の一部）の事業計画区域ではないこと。

※ 事業計画区域の確認は、以下の部署へご連絡ください。

下水道課 ☎042-973-2111（内線 202）

- (2) 申請者（個人）が自己の居住の用に供する建物（専用住宅）に合併処理浄化槽を設置する場合で、処理対象人員が5～10人槽のもの。

※ 店舗併用等の場合は居住用部分が1/2以上であること。

※ 建売住宅やアパート等営業目的で設置する場合は補助対象になりません。

- (3) 飯能市合併処理浄化槽組合に加入している浄化槽工事業者で施工すること。

※ 配管工事の費用についても補助の対象となります。

※ 浄化槽設置工事は施工部会員の工事業者が施工することが要件となりますが、配管工事に伴う配管補助は、施工部会員以外の工事業者が行っても対象となります。

書類の提出については一括の申請となりますので、浄化槽設置工事と配管工事の書類を取りまとめていただくようになります。

【配管工事に伴う添付書類】

工事請負明細書、領収書の写し（別でも可）、配管工事写真等は申請書及び報告書に添付する。

※ 配管工事については、施工部会員以外でも工事請負明細書及び領収書の写しがあれば補助の対象とする。

- (4) 補助対象の合併処理浄化槽は、国庫補助指針に適合し、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録されたもので、BOD除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ以下のものとする。

- (5) 浄化槽設置届等、設置の際に必要な法令手続きを済ませること。

※ 建築基準法に基づく建築確認申請の手続きが必要な場合は、以下の部署又は指定確認検査機関へ建築確認申請と共に届出を行ってください。

建築課 建築指導担当 ☎042-973-2111（内線 251）

※ 浄化槽法に基づく届出の手続きが必要な場合は、以下の部署へ届出を行ってください。

環境緑水課 自然・計画担当 ☎042-973-2111（内線 705）

(6) 処理水の放流先が確保できること。

※ 浄化槽処理水を河川、水路等へ放流する場合

河川管理者等の使用許可が必要なため、事前に協議してください。

■管理者が県の場合 ⇒ 飯能県土整備事務所管理担当 (042-973-2281)

■ // 市の場合 ⇒ 建設管理課 管理担当 (042-973-2111 内線 271)

■ // 入間第二用水組合の場合 ⇒ (049-242-1311)

※ 道路に放流管を埋設したり、道路側溝へ放流する場合

道路管理者等の占用許可が必要なため、事前に協議してください。

■市道、農道、林道の場合 ⇒ 建設管理課、農業振興課

■国道、県道の場合 ⇒ 飯能県土整備事務所管理担当

■私道の場合 ⇒ 該当する土地の所有者

※ 水路や側溝等の放流先が無い場合

「飯能市高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透関係技術基準」により、放流水を地下浸透させることができる場合があります。

設置を検討される場合には、事前協議が必要となりますので、事前に環境緑水課へご相談ください。

(7) 申請者が市内に居住(住民登録)していること。

※ 住民登録されている場所での申請となります。

※ 市外からの転入及び市内の転居の場合は、申請者に設置場所へ異動するか確認いたします。また、転入(転居)したことを確認するため、実績報告書の提出時に住民票の添付が必要となります。

(8) 埼玉県の要綱に基づき、法第7条及び法第11条に基づく検査の手数料振込書兼受領証の写し、又は法定検査の依頼が確実に分かる書面を添付すること。

(9) 設置工事をする前に補助金の申請をすること。

(浄化槽設置後の申請は一切認めておりません。)

■ 問い合わせ 飯能市 産業環境部 環境緑水課 自然・計画担当

〒357-8501 飯能市大字双柳 1 番地の 1 (市役所本庁舎別館 2 階)

電話：(042) 973-2125 FAX：(042) 971-2393

E-MAIL：kankyo@city.hanno.lg.jp